

2024年11月26日
九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第41回口頭弁論が行われました

— 本日をもって審理終結 —

本件は、川内原子力発電所1、2号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年5月30日）から第12次（2019年7月31日）にわたり、提訴されたものです。

これまで当社は、原告が主張するような重大な事故が発生する具体的危険性はないため、請求の棄却を求めてまいりました。

本日、鹿児島地方裁判所において標記の口頭弁論が行われ、本日をもって審理終結となり、判決言渡し日が2025年2月21日（金）に指定されました。

今後とも川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上